

尼崎市立学校財務(定期)監査  
及び行政監査結果報告

平成 25 年 5 月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 2 号  
平 成 25 年 5 月 24 日

様

尼崎市監査委員	須 賀 邦 郎
同	堀 智 子
同	北 村 章 治
同	田 村 征 雄

#### 財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 目 次

小 学 校	.....	1
中 学 校	.....	2
高 等 学 校	.....	3
幼 稚 園	.....	4
小学校・中学校及び高等学校に共通する監査の結果	.....	5

# 小 学 校

## 1 監査の期間

平成 24 年 11 月 5 日から平成 25 年 4 月 22 日まで

## 2 監査の対象

今回の監査は、大庄小学校、成文小学校、成徳小学校、若葉小学校、西小学校、大島小学校、浜田小学校、立花小学校、立花南小学校、立花西小学校、立花北小学校、名和小学校、塚口小学校、尼崎北小学校、水堂小学校の15校が平成23年12月1日から平成24年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

## 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ合理的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

### 措置を求める事項

「小学校・中学校及び高等学校に共通する監査の結果(5ページ)」に記載

# 中 学 校

## 1 監査の期間

平成24年11月5日から平成25年4月22日まで

## 2 監査の対象

今回の監査は、大庄中学校、大庄北中学校、啓明中学校、立花中学校、塚口中学校の5校が平成23年12月1日から平成24年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

## 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ合理的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられるとともに、「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれない。

### 措置を求める事項

各中学校で実施する健全育成事業について

教育委員会は、中学校区健全育成事業を中学校区に設置される協議会に委託しているが、当該委託料は、概算払であるにもかかわらず、戻入できない旨を中学校に通知していた。

(生徒指導・特別支援担当)

### < 指導の要点 >

教育委員会は、各中学校へ指導及び助言を行う立場にあることから、会計関係法令を遵守し、適正に事務処理を行うこと。

### 要請等を行う事項

「小学校・中学校及び高等学校に共通する監査の結果(5ページ)」に記載

# 高等学校

## 1 監査の期間

平成24年11月5日から平成25年4月22日まで

## 2 監査の対象

今回の監査は、尼崎双星高等学校、尼崎東高等学校、尼崎産業高等学校、尼崎工業高等学校の4校が平成23年12月1日から平成24年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

## 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ合理的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられるとともに、「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれない。

### 措置を求める事項及び要請等を行う事項

「小学校・中学校及び高等学校に共通する監査の結果(5ページ)」に記載

# 幼 稚 園

## 1 監査の期間

平成24年11月5日から平成25年4月22日まで

## 2 監査の対象

今回の監査は、立花幼稚園、立花東幼稚園、塚口幼稚園、富松幼稚園、武庫幼稚園、武庫北幼稚園の6園が平成23年12月1日から平成24年11月30日までに執行した事務事業を対象に実施した。

## 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が合理的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ合理的に処理されていた。

## 小学校・中学校及び高等学校に共通する監査の結果

小学校、中学校及び高等学校に共通する事項は次のとおりであり、「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられるとともに、「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれない。

### 措置を求める事項

消防計画に基づいて消防訓練を行っていなかったことについて

消防訓練については、関係法令に則って作成した消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を定期的実施することが定められているにもかかわらず、消防計画どおりに消防訓練を実施していなかった。

(立花北小学校、立花西小学校、名和小学校、塚口小学校、尼崎北小学校、水堂小学校、  
尼崎双星・東・産業高等学校)

### <指導の要点>

消防訓練は、関係法令に則って作成した消防計画どおりに実施すること。

### 要請等を行う事項

学校敷地内の駐車用空地の駐車許可等について

「尼崎市立学校敷地内の駐車用空地の駐車許可等に関する要綱」では継続的に駐車できる教職員に関して 身体的理由がある者、必要な業務に従事することによって恒常的に出勤時間が著しく早くなり、又は退勤時間が著しく遅くなることを見込まれる者、その他必要であると認められる者、とされているところ、尼崎双星・東・産業高等学校において、「交通の便が悪い」、「子供の保育所への送迎や両親の介護・介助といった家庭の事情」などの事由により継続的駐車を許可しているものがあつた。

また、同要綱で業務の遂行のため特に必要であるときに1日単位で承認されている駐車では、同高等学校、大庄北中学校、啓明中学校において、私的なものと見られる事由により認めているものがあつた。

こうしたことから、学校敷地での教職員の駐車は、行政財産の例外的な使用であることを改めて認識するとともに、許可する場合であっても、客観的に妥当であると認められる事由に限定すべきであり、今後は厳格に運用するよう要請する。

(職員課、施設課、大庄北中学校、啓明中学校、尼崎双星・東・産業高等学校)